

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【公開番号】特開2001-12741(P2001-12741A)

【公開日】平成13年1月19日(2001.1.19)

【出願番号】特願2000-185538(P2000-185538)

【国際特許分類】

F 23 R 3/26 (2006.01)

F 23 R 3/08 (2006.01)

【F I】

F 23 R 3/26 C

F 23 R 3/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月30日(2007.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 空気供給マニホールド(1)内に設置された燃焼チャンバー(3,4)を含み、該燃焼チャンバーは、燃料噴射器(10)を備えたバーナーヘッド(2)と、バーナーヘッドと燃焼チャンバーの上流端(9)との間に画定される、マニホールドから燃焼チャンバー内への一次空気入口(7)と、一次空気入口の下流に設けられた、マニホールドから燃焼チャンバー内への二次空気入口(6)と、一次空気入口及び二次空気入口を通しての空気流を変更するための空気流変更手段を有して成るガスタービン用燃焼器において、

前記燃焼チャンバーは、互いに入れ子式に移動自在の第1及び第2部分(3,4)から成り、前記マニホールドから燃焼チャンバー内への前記二次空気入口(6)は、該燃焼チャンバーの第1部分と第2部分の間に画定され、該燃焼チャンバーの第1部分と第2部分とは、前記一次空気入口を通しての空気流を増大させて二次空気入口を通しての空気流を減少させるために第1軸方向(B)に相対的に移動自在であり、該一次空気入口を通しての空気流を減少させて前記二次空気入口を通しての空気流を増大させるために第1軸方向とは反対の第2軸方向(C)に相対的に移動自在であることを特徴とするガスタービン用燃焼器。

【請求項2】 前記一次空気入口を通る空気流が最大限とされているときは、前記二次空気入口は完全に閉鎖され、前記一次空気入口を通る空気流が最少限とされているときは、該二次空気入口が全開にされるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項3】 前記二次空気入口は、前記燃焼チャンバーの第1部分又は第2部分の壁を貫通して形成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項4】 前記二次空気入口は、前記燃焼チャンバーの第1部分と第2部分の両方の壁に形成された孔によって構成されており、該第1部分の壁に形成された孔と第2部分の壁に形成された孔とが、該燃焼チャンバーの該第1部分と第2部分の相対的入れ子移

動により互いに整合したり、整合状態から離脱されたりすることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項 5】 前記燃焼チャンバーの第 1 部分と第 2 部分とは、相対的に移動自在であり、該燃焼器の固定構造体に対して固定されていることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項 6】 前記一次空気入口が前記燃焼チャンバーの前記第 1 部分の上流端と前記バーナーヘッドとの間に画定されるように該第 1 部分が上流側へ延長していることを特徴とする請求項 5 に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項 7】 前記燃焼チャンバーの前記第 1 部分は、前記第 2 部分の内側に沿って摺動自在とされていることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項 8】 前記燃焼チャンバーの前記第 1 部分は、前記第 2 部分の外側を覆って摺動自在とされていることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載のガスタービン用燃焼器。

【請求項 9】 請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の少くとも 1 基のガスタービン用燃焼器を備えたガスタービンエンジン。

【請求項 10】 請求項 5 に記載の少くとも 1 基のガスタービン用燃焼器を備えたガスタービンエンジンであって、

エンジン負荷が減少するにつれて前記燃焼チャンバーの前記可動部分を前記バーナーヘッドに接近する方向に移動させ、エンジン負荷が増大するにつれて該燃焼チャンバーの該可動部分を該バーナーヘッドから離れる方向に移動させるためのアクチュエータが設けられていることを特徴とするガスタービンエンジン。